



学校だよ!

〒921-8834 野々市市中林5-70
☎ 076-246-4380
FAX 076-294-5449

入学おめでとう！ 進級おめでとう！

122名の新1年生と11名の転入生を迎える、全校児童785名で令和7年度富陽小学校の新年度がスタートしました。新入生として入学した1年生はもちろん、2~6年生も進級し、気持ちも新たに学校生活をスタートさせました。

学校教育目標である「自ら考え、実践する子の育成」をめざし、子供も教職員もみんなで伸びていく一年になるよう、職員一同精一杯取り組んでまいります。保護者や地域の皆様方には、子供たちの健やかな成長と学校の安全・安心を守るため、昨年度同様の温かいご支援とご協力を願いいたします。

学校教育目標

「自ら考え、実践する子」の育成

めざす児童像

- | | | |
|------------|---|------------------------------|
| (1) 考える子 | 知 | 課題意識をもち、理由や根拠を明確にして考え、学び合う子供 |
| (2) やさしい子 | 徳 | 思いやりの心をもち、助け合う子供 |
| (3) たくましい子 | 体 | 心身ともに健康で、粘り強くかかわる子供 |



下校時刻*行事等によって変更がある場合には前月のお便りでお知らせします。

月	火	水	木	金
1~3年	1年	1, 2年	1~4年	1, 2年
14:10	14:25	14:10	14:25	14:25
4~6年	2~6年	3~6年	5, 6年	15:10
14:55	15:10	14:55	クラブのとき4~6年	15:25
				15:10

I 学期の主な行事(予定)

□保護者の方にも参加・参観いただぐ行事(*)

□2学期以降については、4月末のお便りでお知らせします。

月	日	行事
4	9(水)	身体計測(全学年)
	23(水)	授業参観(5限)・PTA総会・懇談会*
	28(月)	遠足(お弁当が必要です)
5	2(金)	遠足予備日(お弁当が必要です)
	13(火)~19(月)	市)愛と和 ののいち5万人あいさつ運動*
	21(水)~22(木)	5年生合宿
	28(水)~29(木)	6年生合宿
6	10(火)	学校公開(3, 4, 5限)*
	11(水)	授業参観(5限)・懇談会*
7	1(火)~7(月)	市)愛と和 ののいち5万人あいさつ運動*
	6(日)	市)子どもと大人のまちぐるみ美化清掃*
	18(金)	1学期終業式
	22(火)・23(水)	あゆみ渡し*
10	8(水)	運動会* [予備日は、9日(木)]

□ 4月授業参観について *詳細はあらためて連絡します。

☆期日：4月23日（水）

☆日程：授業参観 13:05～13:50（5限各教室等）

PTA総会 14:10～15:10（体育館）

懇談会 15:20～16:10（各会場）



□ ご家庭にご協力いただきたいこと

学校の水は安全ですが、手洗い場が混みあいますので水筒を持たせてください。

○水筒の中身は水かお茶とする。

○飲む場所、水筒を置く場所は先生の指示を守る。

○ペットボトルは持って来ない。

○水筒を手に持つての登校は危険なので、ランドセルに入れたり首から下げたり等工夫をお願いします。

① 電話対応時間について

職員の勤務時間が8時15分～16時45分であるため、平日 18時00分～翌朝7時30分と土・日・祝日は留守番電話設定となり、電話対応をしておりません。

お子さんの生命にかかるような緊急の場合には227-6150（市役所）へ連絡してください。

② 欠席等の連絡方法について

必ず8時00分までに、「totoru」にて連絡をお願いします。

※8時15分以降になってしまった場合には電話でご連絡ください。

児童の安全を第一に考えておりるので、児童の出欠や遅刻が確認できない場合は、8時15分以降本校から緊急連絡先に連絡させていただいている。昨年度は、確認に多くの時間が必要となり子供たちの大切な授業にも支障をきたすことが多々ありました。

大切な子供たちの安全確認と学習の確保のためにも、今一度事前連絡の徹底をお願いします。

③ 忘れ物をしても取りに戻りません

慌てた時が一番交通事故に遭いやすいので、登校時、忘れ物があっても取りに戻りません。

下校後、忘れ物に気づいた場合にも一人で学校に来るのは危ないので、学校に忘れ物は取りに来ないようにしましょう。

④ 個人情報について

お子さん自身や、お子さんの作品等の撮影、HPや広報への掲載、テレビ等の取材、各種団体への作品応募について、後日アンケートにて回答いただく予定です。その上で、必要な配慮をさせていただきます。

⑤ 学校施設及び備品の破損に関する負担協力のお願い

市の財政支出削減の影響もあり、学校施設の適切な維持管理と児童の安全確保の視点から学校の施設等の破損に関しては以下のように負担をお願いいたします。

A 故意に破損した場合

→修理費用の全額保護者負担

B 故意に破損したわけではないが、破損が予想されるような危険行為で破損した場合

→修理費用の半額保護者負担

C 過失により破損した場合

→修理費用はいただきません。